

計画都市における墓地と宗教施設に関する研究

-千里ニュータウンを中心として-

A STUDY ON THE CEMETERY AND RELIGIOUS FACILITIES
OF THE PLANNING OF NEW TOWN

- Case study of Senri New Town -

築田 良*, 木下 光**

Ryo CHIKUDA and Hikaru KINOSHITA

This study focuses on the planning process of the cemetery and religious facilities in Senri New Town from 1957 to 1962 and mainly clarifies following three points.

- (1) The cemetery was not built inside new town area and the religious facilities had never been inside new town area through the analysis of official plans.
- (2) Eika Takayama laboratory had only proposed to include the historical communities, but its proposed plan did not reflect the final plan by Osaka government.
- (3) Kamishinden Tenjin shrine outside of new town area became the essential place for some residents in Senri New Town.

Keywords: Cemetery, Religious facilities, New Town, Senri, Senboku, Osaka government

墓地, 宗教施設, 計画都市, 千里, 泉北, 大阪府

1. 目的と背景

1945年以降の戦災による住宅の焼失、1955年以降の急激な経済成長による都市部への人口流入の増加等により、大阪府は深刻な住宅不足に頭を悩ませていた。そして、このような情勢に応じて生み出されたのが千里ニュータウン（以後 NT）であった。千里 NT は当時の日本におけるかつてない規模の計画都市であったため、大阪府の計画者や委託研究先の組織は、様々な画期的なシステム^{註1)}を提案することで NT 建設のモデルを形成しようとした。しかし、どのような都市にも存在し、私たちが生活を送る上で必要不可欠な墓地と宗教施設は NT 区域内に計画されなかった。千里 NT の既往研究は、建設過程の構造解明に焦点を当てた研究¹⁾や、ランドスケープの観点からの研究²⁻⁶⁾、購買施設に関する研究⁷⁻¹¹⁾、高齢化に関する研究¹²⁻¹⁴⁾、計画除外地区における住環境変容の研究¹⁵⁻¹⁷⁾など様々な視点から多数存在するが、墓地と宗教施設に関して言及した研究は存在せず、解明されていないことが多い。そこで本稿では千里 NT 計画時(1957-1962)の各計画書の記述、建設完了後の経過(1969-)、現在の状況の3つの観点に着目し、以下の4点を明らかにする。

- (1) どのようなプロセスで墓地と宗教施設は千里 NT 内に計画されなかったのか
- (2) 千里 NT の計画区域の決定プロセスにおいて、墓地と宗教施設を有する既成市街地と集落はどのように位置付けられたのか

- (3) 現在の千里 NT の墓地と宗教施設はどのように立地しているのか
- (4) 宗教施設が計画されなかったことによる影響とは何か

以上のことを千里 NT に関する大阪府^{註2)}の計画書及び議事録、委託研究、吹田市と豊中市の議会議事録と住宅地図、2014年1月3日に上新田天神社において行ったアンケート調査を基に分析を行った。また、千里 NT における議論を相対化するために、大阪府が千里 NT に続いて計画・開発した泉北 NT における墓地と宗教施設の計画を、1986年「泉北ニュータウンの建設」(大阪府企業局)を主に用いて分析を行った。

2. 計画時の千里 NT における墓地と宗教施設の計画と位置付け

2-1 分析に用いた資料の一覧

計画時の千里 NT における墓地と宗教施設の計画と位置付けの分析を行う上で参考にした資料をすべて表1に記載しており、計画立案の“大阪府”、“委託研究先”、管理運営母体である“吹田市と豊中市”のそれぞれの立場から分析を行った。

2-2 墓地の計画

(1) 公園墓地の要求

大阪府における千里 NT の最初の計画書である1957年10月「千里丘陵総合開発計画について」には墓地計画が記載されておらず、計画の最初の時点では墓地が計画されていなかったことが分かる。

* (株)IAO 竹田設計 修士(工学)

** 関西大学環境都市工学部建築学科 准教授・博士(工学)

IAO Takeda Architects Associates, M. Eng.

Assoc. Prof., Department of Architecture, Faculty of Environmental and Urban Engineering, Kansai University, Dr. Eng.

それ以降、1959年9月までの全12冊の計画書においても墓地計画は記載されていないが、1959年9月、表2のように吹田市が大阪府に千里NTの建設に際して、公園墓地を要求する。しかし、1960年2月までは、千里NTの計画書において公園墓地が計画されることはなく、吹田市の要求は反映されていなかったことが分かる。

(2) 公園墓地計画の出現

1960年2月に出された2つ目の計画書である「千里丘陵住宅地区開発事業説明書」のNT区域内の土地利用区分の欄において、初めて『公園墓地：46,000坪』が記載される。しかし、墓地に関するこれ以上の事項は記載されておらず、敷地についての記載も存在しなかった。また、大阪府の委託研究における墓地に関する特筆すべき記載は^{注3)}、1960年2月の東京大学高山英華研究室の委託研究において表2のように、周辺緑地になれば公園墓地を計画しても良いとの位置付けがあった。それ以降、1960年5月までの計5冊の計画書の土地利用区分に公園墓地が記載されるが、この時点でも敷地については記載されていない。一方で1960年5月の吹田市議会の会議録、5月、6月に行われた3度の大阪府会議議事録を見ると、公園墓地の敷地は具体的に決まっていなかったこと、区域外に計画した

方が良いとの意見が出ていることから、大阪府が公園墓地の区域内建設に消極的であったことが確認できる。その後の1960年7月、8月の千里NTの計画書においても区域内の土地利用区分に『公園墓地』が記載され続けるが、敷地の詳細が記載されることはなかった。また、区域内に公園墓地を要求した吹田市とは異なり、1960年10月の豊中市「環境整備特別委員会」の議事録では、豊中市が市営墓地建設に意欲的であったが、予算も土地もなかったことから、大阪府や関連市町村と共同で建設する考えがあったことを確認できる。

(3) 公園墓地計画の消失

1960年8月の計画書までは区域内の土地利用区分に公園墓地が記載されていたが、1960年11月の「千里丘陵住宅地区開発事業の概要」において、区域内の土地利用区分から公園墓地の記載が消え、墓地計画が消失した。しかし、大阪府のこの時まで経緯と、1960年12月、1961年3月の吹田市議会会議録及び1961年7月の豊中市「環境整備特別委員会」の議事録から考えると、墓地計画が消失したのではなく、区域内から区域外へ計画がシフトしたことが分かる。またそれは、1961年8月、9月、10月の吹田市の公園墓地の設置位置に関する明示要求に対して、大阪府が『公園墓地は従来の

表1 参考にした大阪府、委託研究先の組織、吹田市、豊中市の資料

発行年	大阪府資料名	吹田市会議事録名
1957年10月	千里丘陵総合開発計画について	「昭和35年(1960)02-03月 市議会会議録」
1957年10月	千里丘陵地区総合開発事業案	「昭和35年(1960)06-08月 市議会会議録」
1957年11月	千里丘陵地区総合開発事業案	「昭和35年(1960)09-12月 市議会会議録」
1957年11月	千里丘陵地区総合開発事業案(資金面)	「昭和36年(1961)02-03月 市議会会議録」
1958年1月	千里丘陵地区総合開発計画(400万坪案)	「昭和36年(1961)05-09月 市議会会議録」
1958年2月	千里丘陵地区総合開発計画(400万坪案)	「昭和36年(1961)10-12月 市議会会議録」
1958年2月	千里丘陵地区総合開発計画(400万坪案)	吹田市議会五十年誌
1958年2月	千里丘陵地区総合開発計画(400万坪案)	※以下に片倉俊秀「ニュータウンの建設過程に関する研究」より抜粋のものを示す
1958年6月	住宅地造成事業説明書	1959年9月 大阪府知事宛要望書要旨(吹田市町名)
1958年10月	千里丘陵住宅地区開発事業説明書	1961年8月22日 大阪府知事宛吹田市一団地住宅経営道加変更同意についての要望事項
1959年6月	千里丘陵地区総合開発協議会	1961年9月5日 大阪府知事宛要求書(吹田市長)要旨
1959年8月	千里丘陵住宅地区開発事業説明書	1961年10月27日 吹田市長宛大阪府企業局長回答
1959年9月	千里丘陵住宅地区開発事業説明書	
1960年2月	千里丘陵住宅地区開発事業について	
1960年2月	千里丘陵住宅地区開発事業説明書	
1960年2月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1960年3月	千里丘陵住宅地区開発事業説明書	
1960年3月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1960年5月	千里丘陵住宅地区開発事業説明書	
1960年5月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1960年7月	千里丘陵住宅地区開発事業説明書	
1960年8月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1960年11月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1961年6月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1961年11月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1962年6月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
1962年9月	千里丘陵住宅地区開発事業の概要	
発行年	大阪府議事録名	豊中市会議事録名
1959年6月17日	千里丘陵地区総合開発協議会及び第一回議事録	「昭和34年9月定例会 議案一件級」
1959年6月23日	公共事業小委員会議事録	「昭和34年12月定例会 議案一件級」
1959年7月17日	千里丘陵地区総合開発協議会第二回議事録	「昭和34年2月臨時市議会 市議会会議録」
1959年8月18日	千里丘陵住宅地区開発事業についての会議議事録	「昭和34年3月定例会 市議会会議録」
1960年3月3日	千里丘陵開発に関する懇話会議事録	「昭和34年4月7-7月 市議会会議録」
1960年5月21日	吹田、豊中市に対する千里丘陵住宅地区開発事業説明会議事要録	「昭和34年9月定例会(9月15日) 至全年12月定例会(12月7日) 市議会会議録」
1960年5月27日	千里丘陵地区総合開発協議会第三回議事録	「昭和34年12月定例会(12月10日-24日) 市議会会議録」
1960年5月28日	都市計画大阪府審議会学識経験者に対する打合せ議事録	「昭和35年5月 議決報告録」
1960年5月31日	千里丘陵開発に関する第二回懇話会議事録	「昭和35年2月臨時市議会至全年3月定例会 市議会会議録」
1960年6月1日	千里丘陵住宅地区に対する大阪府地下鉄一号线御堂筋延長に関する打合せの結果について	「昭和35年3月30日(3月定例会) 市議会会議録」
1960年6月3日	千里丘陵住宅地区開発事業について吹田、豊中市に意見を聞く会議要録	「昭和35年3月定例会(3月8日) 至全年4月臨時市議会(4月30日) 市議会会議録」
1960年6月22日	大阪府総合企画懇話会会議録	「昭和35年5月定例会(5月21日) 至全年9月定例会(9月29日) 市議会会議録」
		「昭和35年12月定例会 市議会会議録」
		「昭和36年3月定例会(3月30日) 市議会会議録」
		「昭和36年5月定例会7月臨時市議会 市議会会議録」
		「昭和36年9月定例会 市議会会議録」
		「昭和36年12月定例会 市議会会議録」
		「昭和37年3月定例会(3月5日) 市議会会議録」
		「昭和37年3月定例会(3月12日-3月15日) 市議会会議録」
		「昭和36年 公有地水路調査特別委員会一件級」
		「昭和37、38年 公有地水路等調査特委一件級」
		「昭和36年 行政調査特別委員会一件級」
		「昭和37、38年 行政調査特委一件級」
		「昭和37、38年 全員協議会一件級」
		「昭和36年 議員発言内容調査特別委員会一件級」
		「昭和38年 議員発言内容等調査特委一件級」
		「昭和36年2月臨時市議会 市議会会議録」
		「昭和36年3月定例会(3月8日) 市議会会議録」
		「昭和36年3月10日-3月15日 市議会定例会会議録」
		「昭和36年3月定例会(3月16日-3月17日) 市議会会議録」
		「昭和35年9月 環境整備特別委員会一件級」
		「昭和39年 環境整備特別委員会一件級」
		「昭和40年 環境整備特別委員会一件級」
		「昭和41年 環境整備特別委員会一件級」
		「昭和42年 環境整備特別委員会一件級」
		「昭和43年 環境整備特別委員会一件級」
委託先	委託テーマ	
京都大学西山研究室	北摂丘陵地帯の土地利用状況と用地取得に関する研究	
建築研究所	新住宅都市の計画基準に関する研究(住宅公団委託)	
京都大学西山研究室	大都市周辺の住宅地開発についての研究: 北大阪丘陵地帯開発計画説明書(住宅公団委託)	
日本建築学会	丘陵地帯における住宅都市建設のための住区、住区の計画および設計に関する研究	
日本都市計画学会	地方計画に基づく近郊住宅都市建設基準に関する研究	
東京大学吉武研究室	医療施設及び教育施設の地域構成に関する研究	
東京大学横山研究室	都市風景造成ならびに社会緑地の地域構成に関する調査研究	
東京大学高山研究室	マスタープラン案の検討及び実施設計作成基準の作成	
公園・緑地協会	千里丘陵住宅地区における公園緑地計画に関する研究	
大阪府立大学農学部環境研究室	千里丘陵住宅地区における公園・緑地整備計画に関する研究	

経緯を含め慎重に検討したい』と回答を曖昧にしていたことから明らかである。

(4) 公園墓地は再度計画される

1961年10月以降、千里NTの計画書において墓地計画が記載されることはなかった。しかし、1962年4月「千里丘陵住宅地区開発事業に関する研究 北大阪環境整備計画案」において、大阪府は今までの吹田市の公園墓地要求や、豊中市の市営墓地建設への意欲、更には箕面市、茨木市の墓地計画^{注4)}といった千里NTの周辺都市の墓地需要をまとめ、千里NT住民だけでなく、北大阪を対象とした公園墓地100,000坪を北摂へ計画することを表2のように提案した。そしてその後、大阪府の委託研究の1969年11月「北摂霊園基本設計報告書」(東京コンサルタンツ)において基本設計が立案された。その結果、一般財団法人大阪府タウン管理財団を経営主体とし、北摂霊園(大阪府豊能郡豊能町)が1973年に開園された。この北摂霊園の計画は、墓地需要を抱えていた千里NTの周辺都市のニーズに合致しただけなく、墓地を大規模かつ区域外に計画したことによる独立事業化の推進、国庫補助対象事業としての実現、管理人員の削減をはじめとするランニング・コストの低減というように大阪府にとっても利点のある墓地計画であったことが分かる¹⁾。

2-3 宗教施設の位置付け

宗教施設について記載している委託研究は東京大学高山研究室と日本都市計画学会の委託研究だけであった。高山研究室の1960年2月「マスタープラン案の検討及び実施設計作成基準の作成」において、『神道、仏教、キリスト教、その他のものがあるが、神社、仏閣は歴史的な基盤に立っており、有名な社寺はむしろ史跡であり、名勝であるものが多い。しかし新しい都市を建設する場合にも当然、宗教施設に対する要求はあるはずである。ただ、欧米のコミュニティ・プランニングにおけるように宗教施設を住区の施設として計画することはわが国の場合、適切ではないので単独立設として配置する事としたい』と記載された。他方、高山研究室に先行し、日本都市計画学会は1959年4月「地方計画に基づく近郊都市建設基準に関する研究」において、高山研究室の記載内容に加え、『小規模な社寺、教会の立地はむしろ好ましく住区内に配置されてよいと考えられ大規模の宗教団体の誘致は疑問である』と記載していた。また、大阪府も宗教施設について少し言及しており、1962年6月「千里丘陵住宅地区開発事業の概要」(大阪府企業局)において、将来立地可能な施設の一覧に宗教施設の記載があることを確認できた。このように、宗教施設の立地に関しては大阪府も、委託研究先の一部の

表2 千里NTにおける墓地計画の変遷

年	資料名	記載内容
1957 (1)	59/09『大阪府知事宛要望書』	『千里丘陵住宅地区開発事業は吹田市将来の発展に決定的な関係をもつと考えるので次のことを要望する。……適切な規模の塵埃焼却場、し尿処理施設、公園墓地、清掃事務所の用地確保と建設』
	60/02 [千里丘陵住宅地区開発事業について]	[記載なし]
1960 (2)	60/02 [千里丘陵住宅地区開発事業説明書]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 46,000坪]
	60/02 [千里丘陵住宅地区開発事業の概要]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 46,000坪]
	60/02 [マスタープラン案の検討及び実施設計作成基準の作成 東京大学高山英華研究室]	『周辺の緑地地区は緑地として効果をそこなわないゴルフ場、公園墓地、自然公園、植物園、共同菜園に利用することは差し支えない』
	60/03 [千里丘陵住宅地区開発事業説明書]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 50,000坪]
	60/03 [千里丘陵住宅地区開発事業の概要]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 46,000坪]
	60/05 [千里丘陵住宅地区開発事業説明書]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 50,000坪]
	60/05 [千里丘陵住宅地区開発事業の概要]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 50,000坪]
	60/05『吹田市議会』	『大阪府は公園墓地の敷地について確定はしていないが、公園墓地の敷地の問題を考えている』
	60/05 [都市計画大阪府地方審議会学識経験者に対する打合せ]	[吹田市の場合でももっと外へ例えば能勢の方へ移した方が良くもしいない]
	60/05 [千里丘陵開発に関する第二回懇話会]	[公園墓地については一応上げているが、地区内につくる方がよいか地区外の方がよいか検討中]
1960 (3)	60/06 [千里丘陵住宅地区開発事業について吹田、豊中市に意見を聞く会]	[住宅地区に墓地を入れる事が適当であるかどうかの問題もある。墓地の選定には住民の総意の同意が必要であるので難しい。この計画を入れると後々まで問題の種になる]
	60/07 [千里丘陵住宅地区開発事業説明書]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 50,000坪]
	60/08 [千里丘陵住宅地区開発事業の概要]	[NT区域内の土地利用区分の欄 公園墓地: 50,000坪]
	60/10『環境整備特別委員会』	『豊中市営の墓地を計画したいが財源がない 資金面は大阪府にもっていけば乗ってくれると思う 地域外の市町村と共同でもよい』
	60/11 [千里丘陵住宅地区開発事業の概要]	[記載なし]
1960 (4)	60/12『吹田市議会』	『墓地の敷地は大体此処だというような指示を受けるような段階ではない』
	61/03『吹田市議会』	『墓地の計画は吹田市内であるが場所の確定は未だない 現在府において研究中である』
	61/07『環境整備特別委員会』	『墓地についても早急に実現するのがよいと思う。だんだん移住者も多くなり、できるだけ市内に墓地をもちたい人もたくさんあることと思う。ニュータウンに入れることはさらさら考えていない』
	61/08『大阪府知事宛吹田市一団地住宅経営追加変更同意についての要望事項』	『当初からの約束に基づき団地内に公園墓地の用地を提供するよう要求』
	61/09『大阪府知事宛要求書』	『公園墓地および火葬場の設置位置の明示』
61/10『吹田市長宛大阪府企業局長回答』	『公園墓地は従来の経緯を含め慎重に検討したい』	
1962 (4)	62/04 [千里丘陵住宅地区開発事業に関する研究 北大阪環境整備計画案]	[現在北大阪においては環境衛生の重要な部門をしめる墓地構成が比較的小規模で市街地内の寺院別あるいは村落ごとに墳墓が散在している状態である。ここで当局では北大阪を対象とする墓地計画を現代乃将来都市における葬地問題を考慮に入れ立案しようとするものである。]

資料先はそれぞれ [] は大阪府企業局、[] 委託研究先の組織、『』は吹田市、「」は豊中市である

組織も肯定的であったことが分かる。しかし、千里 NT の計画書において宗教施設の計画・誘致案は一切、存在しなかった。

3. ニュータウン計画における既存墓地と既存宗教施設の関係

3-1 千里 NT の計画区域と既存墓地と既存宗教施設の関係

(1) 千里 NT の計画案の分類

千里 NT の計画には様々な計画案が存在する。本稿ではその計画案の中でも、スケールが大きいため千里 NT の全体像が描かれていない計画案と千里 NT の概念図を除いた、全計画区域が描かれている 74 案^{注5)}の分析を行った。これらの計画案は大阪府(住宅建設課、企業局)、久米建築事務所、東京工科大学石原研究室、東京大学高山研究室等が作成していた^{注6)}。それらは大きく分類すると、道路、緑地・公園、地区センター等^{注7)}を計画した総合的な計画案、道路、鉄道、住区等^{注7)}を計画した道路系統の計画案、緑地公園等^{注7)}を計画した公園緑地系統の計画案等^{注8)}に分類することができる。

(2) 千里 NT の計画区域の変遷

図 1 に 74 の計画案の中から作成された日付がわかる 24 案の計画区域だけを抜粋し、それに既存市街地と集落の範囲^{注9)}を加えた図を時系列に列記した。^{注10)}図 1 を見て分かるように、No.2 までは既

成市街地^{注2)}と集落^{注23-25)}を含んだ計画区域^{注11)}であったことが分かるが、それが 1958 年 6 月の大阪府原案¹⁸⁾^{注12)}を境に既存市街地が外れていくことが分かる。以降は No.4,5 のような上新田、古江、山田の集落を含む計画、No.6-9 のような古江集落以外含まない計画、No.10,11 のような上新田、古江の集落を含む計画の全 3 パターンが計画されており、集落をどこまで含めるかを検討していたことが分かる。そして 1959 年 8 月の大阪府第二次案¹⁹⁾によって、山田集落が外れ、上新田、古江の集落が含まれた計画区域になった。その後は No.13-18 と上新田、古江の集落が含まれた大阪府第二次案と同様の計画が続き、No.22 において上新田集落が計画区域から島状に区域除外され、古江集落だけが残った新たな計画区域の計画が出現した。そして、1960 年 7 月の大阪府第三次案²⁰⁾において、全集落が区域から外れた計画区域^{注13)}になり、大阪府決定案²¹⁾において全集落が区域から外れることが正式に決定した。

ここで、大阪府第二次案の直後に大阪府が東京大学高山研究室に委託し、大阪府第三次案までに報告された 1960 年 2 月「マスタープラン案の検討及び実施設計作成基準の作成」の中の No.13,14,20 の計画案及び No.21 の決定案とスタディの一つである No.19 の計画案に着目する。これらの計画案は大阪府第二次案に似た計画区域から始まり、区域を徐々に拡大していくことで、決定案において上新田と山田の集落を含めた計画区域を設定していた。しかし、大阪府第三次案は集落を計画区域に含む高山研究室の決定案とは逆に、集落が外れた計画区域であった。

(3) 千里 NT の計画区域と既存墓地、既存宗教施設の関係

図 2 は図 1 の中でも計画区域が最大である 1957 年の大阪府住宅建設課案の No.1 と高山研究室の決定案 No.21、更には大阪府決定案の No.24 の計画区域をそれぞれ抜粋し、周辺に立地している墓地

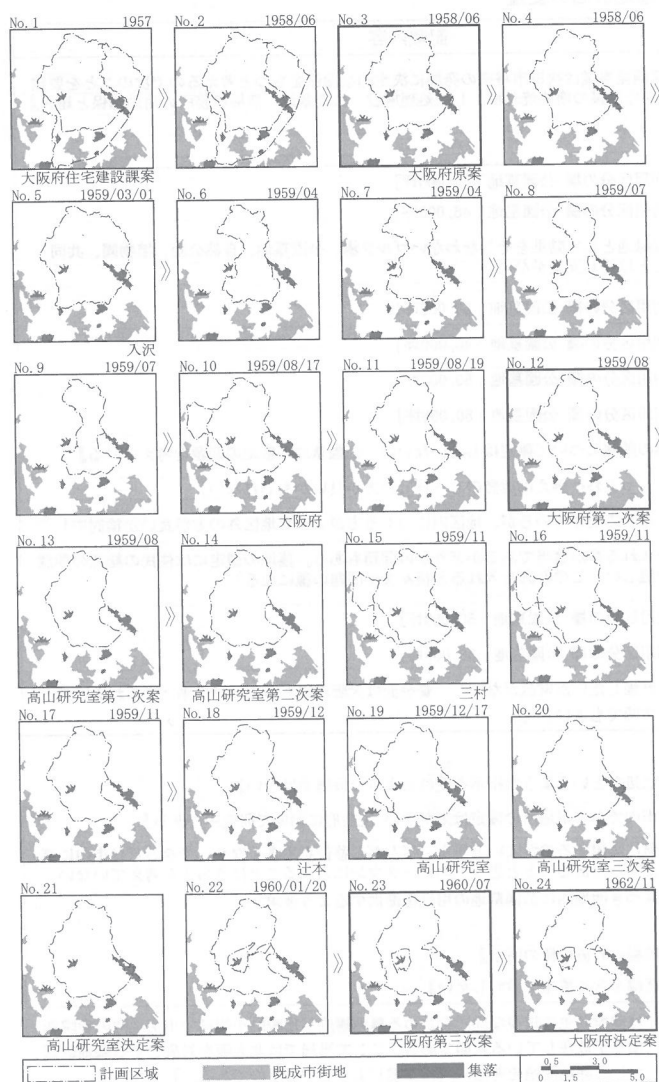


図 1 計画区域の変遷と既存市街地又は集落の位置関係

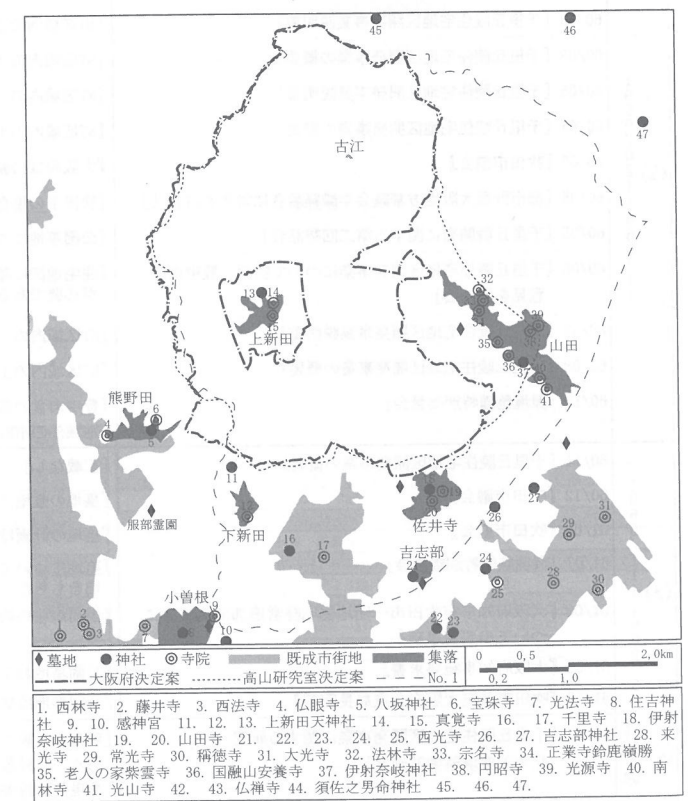


図 2 計画区域と既存墓地と既存宗教施設の関係

と宗教施設をプロット^{注14)}したものである。図から、No.1と高山研究室の計画区域は区域内に墓地と宗教施設が立地しており、大阪府決定案では区域内に墓地も宗教施設も立地していないことが確認できる。つまり、大阪府が既成市街地と集落を外したことにより、墓地も宗教施設も区域内に立地しなかったと言える。

3-2 泉北 NT の墓地と宗教施設

泉北 NT は千里 NT の次に大阪府が計画した大規模 NT である。泉北 NT には計画以前から立地していた墓地と宗教施設があり、それらを大阪府がどのように取り扱ったかをまとめたのが表 3 であり、その結果が反映された計画区域が図 3 である。

泉北 NT には計画以前から区域内に立地していた周辺の集落や寺院所有の 9 箇所の墓地が存在した。大阪府はそれらの墓地を NT 計画に取り込むことは困難だと考え、区域外に立地している堺市所有の堺公園墓地の拡大計画を立案し、それらの 9 箇所の墓地の移転先の確保と新しい住民の新規需要に応えようとした。その結果、寶積院と放光寺の寺院所有の墓地は移転可能であったが、それ以外の 7 箇所の墓地は保有者である集落住民に反対され、大阪府は墓地残存の方針を一旦打ち出した。しかし、これがまち開き終了後の 1978 年 9 月に表明されたため、墓地周辺の新規住民から強い反対の声があがった。そこで大阪府は墓地周辺に広い緑地帯を設け、住宅地と調和させる形での墓地残存計画を提案し、それが合意された。そして、緑地帯を墓地周辺に設け、1980 年 8 月の新住区域変更の中で

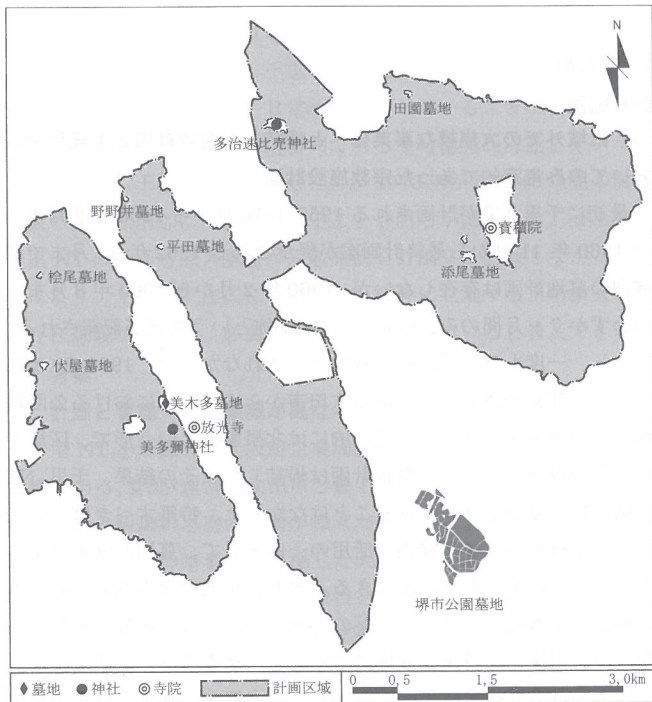


図 3 泉北 NT の墓地と宗教施設 (1982 年時点)

表 3 泉北 NT の計画以前から立地する墓地と宗教施設の扱い

	施設名称	当初の基本設計図	最終の基本設計図(1982)
墓地	田園、平田、野野井、松尾、伏屋、美木多、添尾	墓地移転不可→そのまま計画区域内に残存	柵や緑を植え周辺から隔離され、区域除外される
	寶積院、放光寺	墓地移転可→寺院所有の墓地は堺公園墓地に移転、寺院は区域除外	区域外に立地
	堺公園墓地(区域外に立地している)	堺市所有の堺公園墓地を、墓地移転先の確保と新しい住民の新規需要を満たすため大幅に拡大	拡大され堺公園墓地として残存
宗教施設	多治速比売神社	計画区域内に残存	区域除外される
	美多彌神社		区域内に残存

残り 7 箇所の墓地を区域から除外した。

既存宗教施設は、当初は多治速比売神社と美多彌神社は計画区域内に残存する予定であったが、最終の基本設計図では多治速比売神社は区域除外され、美多彌神社は区域内に残存している^{26)注15)}。

4. 現在の千里ニュータウンの墓地と宗教施設

4-1 建設完了後から現在までの千里ニュータウンの墓地と宗教施設

1972 年と 2007 年の墓地と宗教施設の立地に関しては図 4²⁷⁻³¹⁾の通りである。千里 NT に関する墓地の立地は建設完了後から現在まで変化はなく、北摂霊園が区域外に立地しているだけで、区域内に墓地は立地していない。宗教施設の立地は 35 年間で施設数が増加していることが確認できる。千里 NT は 10 年を経た戸建区画から転売が許可されており³²⁾、1962 年にまち開きが行われた佐竹台の住区においては、1972 年の時点で転売可能であったため千里 NT における最初の宗教施設が確認できた。(1970 年の住宅地図では住宅であった。)つまり、千里 NT においては 10 年を経過した住区から順に宗教施設が立地し、現在に至ったと推測できる。また、2007 年に立地している宗教施設は 10 箇所あり(2007 年までに立地した総数は 11 箇所)、図 4 中の公園に隣接する神社(2 番)、保育園と教会と一緒に立地している宗教施設(6 番)、新興宗教の宗教施設(10 番)の 3 箇所を除くと、他は全て住宅地の一角に立地している宗教施設であるが、千里 NT の全ての宗教施設は既成市街地や集落に立地する宗教施設に比較すると、極めて小規模であると言及できる。

4-2 上新田天神社を事例とした千里 NT 住民の初詣の現状

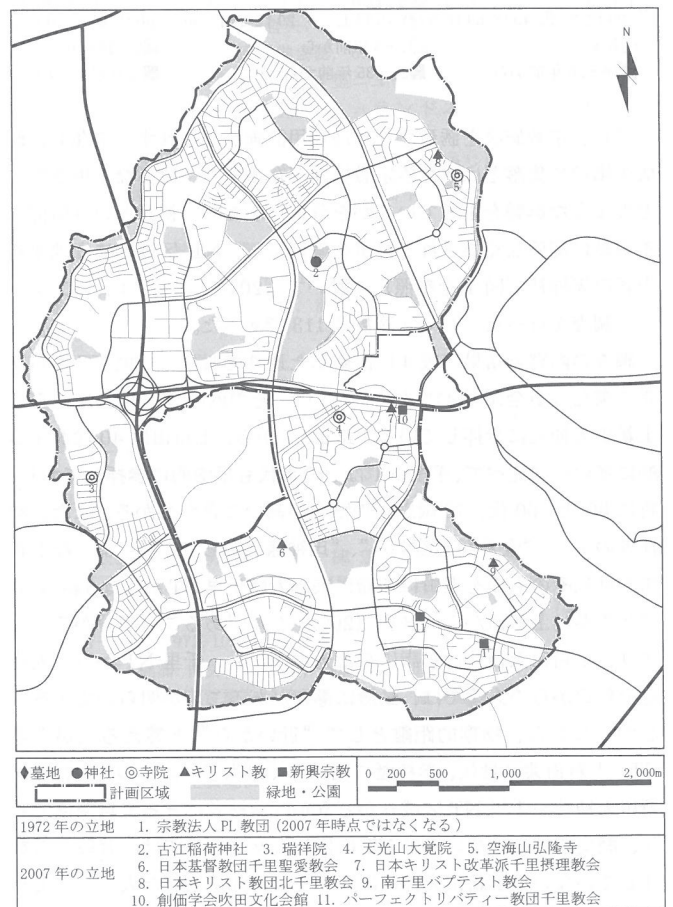


図 4 1972、2007 年の千里 NT における墓地と宗教施設の立地

表 4 上新田天神社におけるアンケート結果

1. 拝者の年齢		2. 参拝者の関係		3. どこから来たか		4. いつから初詣しているか		5. 何故上新田天神社に初詣するか		6. 普段から参拝しているか	
20代	9(8%)	夫婦、子供	49(43%)	千里NT	46(41%)	初めて	12(11%)	近いから	69(60%)	はい	63(56%)
30代	19(17%)	夫婦	45(40%)	上新田	40(35%)	1～5年前から	33(29%)	昔から利用しているから	17(15%)		
40代	34(30%)	夫婦	45(40%)	豊中市	9(8%)	6～15年前から	22(19%)	愛着があるから	7(6%)	いいえ	50(44%)
50代	21(19%)	祖父母、夫婦、子供	15(13%)	吹田市	6(5%)	16～25年前から	18(16%)	氏神様だから	6(5%)		
60代	16(14%)	祖父母、孫	3(3%)	その他	12(11%)	26～35年前から	15(13%)	有名だから	3(3%)		
70以上	14(12%)	カップル	1(1%)			それ以上前から	13(12%)	その他	12(11%)		

表 5 上新田からの参拝者の年齢と参拝歴とその理由の関係

	20代	30代	40代	50代	60代	70以上
初めて	0	1(氏神様)	2(近い×2)		0	0
1～5年前から	1(愛着)	2(近い×2)	5(近い×4, 有名)	2(近い, 知人の勧め)		0
6～15年前から		0	1(近い)	5(近い×5, 昔から, 氏神様)	4(近い×4)	0
16～25年前から	1(昔から)	1(昔から)	1(近い)	1(愛着)	1(近い)	1(近い)
26～35年前から	1(近い)	1(昔から)	1(昔から)	1(近い)	1(愛着)	1(近い)
それ以上前から	0	0	2(昔から)	1(愛着)	2(愛着, 氏神様)	0

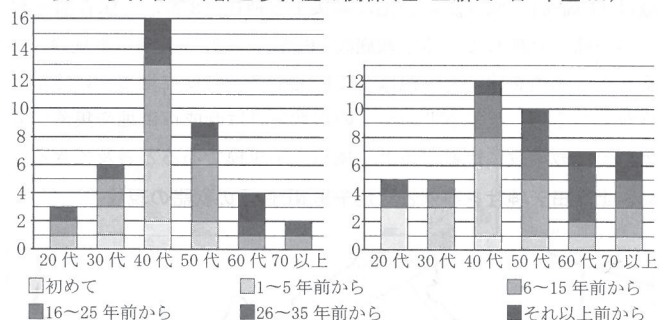
表 6 千里NTからの参拝者の年齢と参拝歴とその理由の関係

	20代	30代	40代	50代	60代	70以上
初めて	3(近い×3)		0	1(近い×1)	0	0
1～5年前から		3(近い×3)	5(近い×4, 氏神様)	1(近い)	1(氏神様)	1(近い)
6～15年前から		0	1(近い)	2(近い×2)	4(近い×3, 学問の神様)	2(近い, 有名)
16～25年前から	1(近い)	1(近い)	3(近い, 昔から×2)	2(近い, 昔から)		0
26～35年前から	1(愛着)			0	2(近い×2)	4(近い×4)
それ以上前から		0	1(近い)	1(昔から)	1(昔から)	2(近い, ここにしかない)



写真 1 上新田天神社の初詣の様子

表 7 参拝者の年齢と参拝歴の関係(左: 上新田 右: 千里NT)



当初、宗教施設を誘致する土地利用計画がなされず、現在も、既成市街地や集落とは異なる宗教施設が存在する、特異な千里NTにどのような影響を生じているかを分析するため、初詣という信仰する宗教に関係なく為される行事を事例にし、NT区域外に立地する上新田天神社(図1を参照)において、2014年1月3日にアンケート調査を行った。有効回答数は113であった。

調査の内容と結果は表4に記載した通りであり、千里NTから初詣に来た人が全体の41%を占めていた。その内の57%は普段からも上新田天神社に参拝している。表5,6,7から、上新田は40代が圧倒的に多いの比べて、千里NTはどの世代も平均的に参拝しており、特に50代、60代、70歳以上の割合が高いことが分かる。また、参拝者の中で、“愛着があるから”、“氏神様だから”というような上新田天神社そのものを理由に初詣に来た人は千里NTからは3組(7%)であるが、上新田からは8組(20%)と差があることが分かる。つまり、上新田天神社に初詣に来た人の中でも、千里NTからの人達と上新田からの人達では、動機に違いがあることが明らかである。しかしながら、物理的距離として“近いから”と答える人が千里NT、上新田共に世代、参拝歴に関係なく最も多い。このことは、上新田天神社が千里NT区域外かどうかは参拝者にとって無関係であり、歴史的神社のない千里NTに住む人々にとっては、普段から参拝していないが上新田天神社において結婚式を挙げた人がいたように、結果的に上新田天神社が数少ない選択肢であるといえる。

現在、上新田天神社に初詣に訪れる参拝者数は約20,000人³³⁾であり、上新田天神社の宮司である中村暢晃氏に話を伺ったところ、1973年の元旦の参拝者数が6人であったことから、この約40年、すなわち千里NTができたことが、アンケート調査からも参拝者数の大幅な増加に関係していると考えられる。

5. まとめ

5-1 結論

(1) 区域外での大規模な事業化へと帰結した墓地計画と委託研究においてのみ肯定的であった宗教施設計画

最初に千里NTが計画される1957年10月から1960年2月までと1960年11月から最終計画案が提示される1962年11月まで区域内の墓地計画は存在しないが、1960年2月から1960年8月までのわずか7ヶ月間のみ、区域内に公園墓地という文言が記載される。しかし、一度もその具体的な敷地は示されなかった。1959年9月に管理・運営母体の一つである吹田市からの区域内における公園墓地計画の要求を受けるが、最終的には北摂霊園という形で、区域外での大規模な事業化へと墓地計画は帰結した。その結果、千里NT区域内に、墓地が新設されることはなかった。特筆すべきは、東京大学高山研究室が周辺緑地の活用の一例として、墓地計画の可能性を言及していることが指摘できる。他方、正式な千里NTの計画書において宗教施設計画は、近々の計画・誘致には一切触れられていないが、消極的に将来の立地に含みをもたせる文言が記載された。主な言及は委託研究においてであり、日本都市計画学会と高山研究室が、宗教施設の誘致や立地に肯定的であったということが明らかになった。このように、墓地計画においても、宗教施設計画においても、高山英華の視点が当時、独自のものであった可能性が高い。

(2) 千里NTにおける既成市街地と集落の扱い

大阪府は1958年の初期計画段階において、既成市街地も集落も含めた計画区域を設定していた。しかし、大阪府第二次案、三次案、決定案と千里NTの計画が具体化していく中で既成市街地と集落が区域から外れていった。そのため、千里NTの区域内に既存墓地と

既存宗教施設が立地しなかった。また、大阪府第二次案の直後に大阪府が委託した高山研究室の決定案において、既存集落を含めた一体的な千里 NT 区域が提案されたが、大阪府第三次案の計画区域にほとんど影響を与えていない。つまり結果的には、大阪府の決定案において既存墓地と既存宗教施設を有する集落が千里 NT 区域から除外されたとと言える。

(3) 既存住民と NT 住民が既存墓地と既存宗教施設に及ぼした影響

千里 NT に引き続き大阪府が計画した泉北 NT では、基本的に NT 区域内に新規の墓地をつくることはなかったが、大阪府は周辺の集落や寺院所有の既存墓地を NT 区域内から移転させようとした。これに対して、墓地を保有する既存住民から移転の反対意見が出た。他方、NT の新規住民からは、NT に隣接して墓地が残存することへの嫌悪が示された。この板挟みの中で、大阪府は墓域周辺を囲む形で緑地帯を整備し、島状にその墓地を泉北 NT から区域除外することで、両者の納得を得た。つまり、泉北 NT においても、背景とプロセスは異なるものの、結果的には既成市街地と集落を区域から除外した千里 NT と同様に、墓地が区域内に立地することはなかった。

(4) 千里 NT 住民にとっての上新田天神社の存在意義

千里 NT に関する墓地は現在も区域内には立地しておらず、宗教施設は現在、11 施設立地している。しかし、その大半が住宅地に立地し、小規模であることが明らかになった。このような背景から、上新田天神社において行ったアンケート調査では千里 NT と上新田から上新田天神社に参拝する人ではその理由が異なり、千里 NT 住民は土地の氏神や愛着ではなく、上新田天神社が物理的に近いからと答えた人が多かったが、千里 NT 住民は区域外に立地する上新田天神社に初詣だけでなく、日常的に参拝していることが明らかになった。また、上新田天神社の宮司である中村暢晃氏に話とアンケート調査からも千里 NT ができたことが 1973 年からの 40 年間の参拝者数の大幅な増加に関係していることも明らかになった。つまり、千里 NT の計画時に大阪府が宗教施設を計画又は誘致しなかったことにより、千里 NT 住民にとって、区域外に立地する上新田天神社の存在意義が高まり、必要不可欠な場になっていると言及できる。

5-2 考察

(1) 計画と管理・運営組織が異なる弊害

千里 NT を計画した大阪府企業局は、その管理・運営を行わない組織である。管理・運営は吹田市と豊中市でさらに分割されるため、それぞれの組織の思惑の交錯が様々な計画書、議事録から明らかである。墓地計画の事業化を重視した大阪府と、墓地需要への対策を急いだ吹田市、単独計画による負担を懸念した豊中市の異なる考えが、結果的に千里 NT 住民を主な対象としながら、千里 NT から遠く離れた地域へ北摂霊園をつくるという結果となった。このような既成市街地とは異なる特殊な構造がどのような影響を及ぼすかに関しては、今後の重要な研究課題である。また、東京大学高山研究室が周辺緑地における墓地活用を提言していたように、千里 NT 区域内での公園墓地計画はあり得ないことなのかどうか、吹田市・豊中市の両市が管理・運営組織ではなく、計画組織でもある以上、今後議論しなければならないのではないだろうか。

(2) 既成市街地と集落を有する計画都市の可能性

墓地の立地が NT 住民に嫌悪され、宗教施設は政教分離を踏まえた当時の政治的状況から新設することが困難であったのであるなら

ば、大阪府の原案や第二次案、高山研究室決定案のように既存墓地と既存宗教施設を有する既成市街地と集落を取り込む意義があったのではないかと考える。なぜなら、この半世紀において、特に NT 区域内よりも規制が緩やかな、隣接する集落の開発が著しく、結果として、区域内か区域外であるかの空間的特徴の差異を見いだせない状況が生じている。NT 区域内に集落を包含し、NT 開発地区とは異なる地区計画を立案するという手法が、集落の環境保存につながったのではないだろうか。つまり、計画区域は計画するか否かの線引きを行うための要素だけでなく、隣接する周辺環境を保全するための線引きでもあり、計画都市を考える上でその計画区域の設定の重要性を痛感する。

謝辞

数多くのご助言を頂いた片寄俊秀氏、千里 NT の関連図面及び資料(元、片寄俊秀氏所蔵)を閲覧・提供頂いた大阪大学木多道宏教授と千里住まいの学校の山本茂氏、また、1973 当時の話をして頂き、アンケート調査を快く許可して頂いた上新田天神社宮司の中村暢晃氏に対して、心より謝意を表します。

参考文献

- 1) 片寄俊秀:ニュータウンの建設過程に関する研究, 昭和堂出版, 1976
- 2) 篠沢 健太, 宮城 俊作, 根本 哲夫:千里ニュータウンの集合住宅団地に内在する自然環境の構造とその形成過程, ランドスケープ研究, 73(5), pp.731-736, 2010
- 3) 篠沢健太, 宮城 俊作, 根本 哲夫:自然環境の構造に基づく千里ニュータウン公園緑地系統再編の方向性, ランドスケープ研究, 72(5), pp.815-820, 2009
- 4) 篠沢 健太, 宮城 俊作, 根本 哲夫:千里丘陵の開発における地形の取り扱いと自然環境の構造, 日本造園学会誌, 69(5), pp.817-822, 2006.03.27
- 5) 篠沢 健太, 宮城 俊作, 根本 哲夫:千里ニュータウンの公園緑地に内在する自然環境の構造とその発現形態, ランドスケープ研究, 71(5), pp.773-778, 2008
- 6) 篠沢 健太, 宮城 俊作, 根本 哲夫:千里ニュータウンにおける集水域の構造変容と公園緑地系統の関連, 日本造園学会誌, 70(5), pp.647-652, 2007.03.30
- 7) 住田 昌二, 梶浦 恒男, 富樫 穎, 一棟 宏子, 広沢 真佐子, 宮川 真理子:千里ニュータウンの購買施設利用傾向その 1, 消費品目別に見た消費地点, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 計画系 47 (都市計画), pp.1041-1042, 1972.10
- 8) 住田 昌二, 梶浦 恒男, 富樫 穎, 一棟 宏子, 広沢 真佐子, 宮川 真理子:千里ニュータウンの購買施設利用傾向その 2, 調査地点別消費地点, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 計画系 47 (都市計画), pp.1043-1044, 1972.10
- 9) 住田 昌二, 梶浦 恒男, 富樫 穎, 一棟 宏子, 広沢 真佐子, 宮川 真理子:千里ニュータウンの購買施設利用傾向その 3, 居住世帯の階層からみた購買施設利用傾向, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 計画系 47 (都市計画), pp.1045-1046, 1972.10
- 10) 住田 昌二, 梶浦 恒男, 富樫 穎, 一棟 宏子, 広沢 真佐子, 宮川 真理子:千里ニュータウンの購買施設利用傾向その 4, 居住世帯の属性からみた購買施設利用傾向, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 計画系 47 (都市計画), pp.1047-1048, 1972.10
- 11) 住田 昌二, 梶浦 恒男, 富樫 穎, 一棟 宏子, 広沢 真佐子, 宮川 真理子:千里ニュータウンの購買施設利用傾向その 5, 購買施設計画の検討, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 計画系 47 (都市計画), pp.1049-1050, 1972.10
- 12) 西村 一朗, 今井 範子, 久保 妙子, = 羅美:千里ニュータウンにおける高齢化社会に対応した住環境に関する研究 その 1 調査概要と将来へのライフスタイル-全体イメージ-, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp.67-68, 1990.09
- 13) 今井 範子, 西村 一朗, 久保 妙子, = 羅美:千里ニュータウンにおける高齢化社会に対応した住環境に関する研究 その 2 高齢期のライフスタイル志向-家族関係と居住形態, 介護・援助, 暮らし方の現状と希望-, 日本建築

学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp. 69-70, 1990. 09

- 14) 久保 妙子, 西村 一郎, 今井 範子, = 羅美: 千里ニュータウンにおける高齢化社会に対応した住環境に関する研究 その 3 コミュニティ生活と施設要求, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp. 71-72, 1990. 09
- 15) 木多 道宏, 柏木 大輔, 鈴木 毅, 舟橋 國男, 小山 恵里奈, 橋本 武士: 千里ニュータウン計画除外地区における空間構造変化と環境イメージの関係 その 1 空間構造の変化について, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画 I, pp. 915-916, 2000. 07
- 16) 柏木 大輔, 木多 道宏, 鈴木 毅, 舟橋 國男, 橋本 武士, 小山 恵里奈: 千里ニュータウン計画除外地区における空間構造変化と環境イメージの関係 その 2 環境イメージの構造について, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画 I, pp. 917-918, 2000. 07
- 17) 河畑 淳司, 木多 道宏, 舟橋 國男, 鈴木 毅, 李 斌: 千里ニュータウン計画除外地区における住環境変容に関する研究 その 3 旧集落における社会空間関係の分析, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画 II, pp. 129-130, 2002. 06
- 18) 大阪府: 住宅地区造成事業説明書, 1958. 06
- 19) 大阪府: 千里丘陵住宅地区開発事業説明書, 1959. 09
- 20) 大阪府企業局: 千里丘陵住宅地区開発事業説明書, 1960. 07
- 21) 大阪府企業局: 千里丘陵住宅地区開発計画 1962, 1962. 11
- 22) 総理府統計局: 昭和 35 年国勢調査報告 第 4 巻 その 27 大阪府, 大蔵省印刷局, pp. 27-5, 27-6, 27-8, 1963. 11
- 23) 茨木市編纂委員会: 茨木市史, 株式会社周山堂, 1969. 06
- 24) 吹田市史編さん委員会: 吹田市史 第 1 巻, 川北印刷株式会社, pp. 56, 57, 1990. 02,
- 25) 豊中市史編さん委員会: 豊中市史 第 9 巻 集落・都市, 河北印刷株式会社, pp. 36-38, 130-132 1998. 03
- 26) 大阪府企業局: 泉北ニュータウンの建設, 大阪, 1986, pp. 354-359
- 27) 吉田地図株式会社: 大阪府精密住宅地図吹田市北部, 大阪, 吉田地図, 1970
- 28) 吉田地図株式会社: 大阪府精密住宅地図吹田市北部, 大阪, 吉田地図, 1972
- 29) 吉田地図株式会社: 大阪府精密住宅地図豊中市北部, 大阪, 吉田地図, 1972
- 30) 吉田地図株式会社: 大阪府精密住宅地図吹田市北部, 大阪, 吉田地図, 2006
- 31) 吉田地図株式会社: 大阪府精密住宅地図豊中市北部, 大阪, 吉田地図, 2007
- 32) 千里ニュータウンまちびらき 50 年事業実行委員会: 千里ニュータウンマップ 2013, 2013
- 33) 日本経済新聞 2012. 12. 19 夕刊

注

- 注 1) 近隣住区や小学校の高低分離、オープンシステムを採用した病院、グリーンベルトといったシステム。
- 注 2) 大阪府建築部建設課、建築部宅地課と住宅計画課、企業局のことを指し、以降大阪府と記載。
- 注 3) 東京大学横山研究室(委託年度 1959)「都市風景造成ならびに社会緑地の地域構成に関する調査研究」において「人口 5 万人以下の都市では特に必要はないだろう」と記載されていた以外には存在しない。
- 注 4) 当時箕面市南部西国街道沿いに私営墓地愛灯園(計画面積 20,000~30,000 坪)があり、茨木市においては市街地北部の安満に 30,000 坪の墓園と同時に火葬場併設の計画があった。
- 注 5) ここで出てくる計画案は、片寄俊秀氏のもとに所蔵されていたもので、現在は大阪大学工学研究科地球総合工学専攻の教授の木多道宏氏によって保管されている図面である。
- 注 6) 入沢、三村、辻村の個人名の 3 案が存在した。
- 注 7) その他にも公共施設、モノレール、現地事務所、景工業地、保存緑地、公館中心、ヘルスセンター、汚水処理場が計画されている。
- 注 8) その他には当時の現況の尾根や分水嶺を記載した尾根系統の計画案、住区ごとの人口配置を計画した人口配置系統の計画案、地域ごとの開発年次を記載した開発年次系統の計画案が存在する。
- 注 9) ここでの既成市街地の範囲は 1960 年の国勢調査に基づいた人口集中地区から抜粋したもの 22) であり、集落の範囲は計画区域にまたがる茨木市 23)、吹田市 24)、豊中市 25) のそれぞれの市史で遅くとも明治初期に存在していた集落を、1958 年の吹田市全図と千里丘陵地帯図の二つの図面から、それぞれの集落の最も外に立地している建物をつないで形成した集落の範囲を採用している。
- 注 10) 日付は何年何月までしか記載されていないものがあるため、一部順不動であり、その部分には矢印を記載していない。また、高山研究室の第二次案から決定案までは計画された日付が記載されていないが、それは NO. 18

の高山研究室の計画案や、この委託研究が 1960 年 2 月に報告されていることから推測し順番に並べた。

- 注 11) No. 1, 2, 10, 10, 14, 15, 18 は計画区域が 2 つあり、ここではどちらも計画区域とみなしている。
- 注 12) 千里 NT のマスタープランはたびたび変化しており、どの時点のマスタープランを原案や最終案とみなすかは困難であるため、本研究では片寄俊秀氏の「ニュータウンに関する建設過程に関する研究」において、採用されているマスタープランの原案、第二次案、第三次案、決定案を採用することとしている。
- 注 13) 1958 年 9 月に古江集落(6 戸)の移転交渉が始まり、1960 年 3 月に移転交渉が解決したために全集落が区域から外れたと言える。大阪府(1970)「千里ニュータウンの建設」凸版印刷株式会社より
- 注 14) 1958 年発行吹田市全図を用いて墓地と宗教施設の立地分析を行った。
- 注 15) 美多彌神社の官司代理の方へのインタビューでは、美多彌神社が区域内に立地している理由は分からないとのことであった。